

安城市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年4月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

## 第1 監査の種類

定例監査

## 第2 監査の対象及び期間

企画部健幸＝SDGs 課 令和5年2月3日から3月23日まで

子育て健康部保育課 令和5年2月3日から3月23日まで

## 第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、企画部健幸＝SDGs 課及び子育て健康部保育課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

## 第4 監査の方針

令和5年1月末日までの令和4年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

## 第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

## 保育課

### 【指導事項】

収入調定が収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。